



Title	近代日本のハンセン病問題と地域
Author(s)	廣川, 和花
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49101
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	ひろ かわ わ か 廣 川 和 花
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学位記番号	第 2 1 6 7 6 号
学位授与年月日	平成 20 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	近代日本のハンセン病問題と地域
論文審査委員	(主査) 准教授 飯塚 一幸 (副査) 教授 平 雅行 教授 村田 路人

論 文 内 容 の 要 旨

ハンセン病をめぐる歴史研究の状況は、1996年の「らい予防法」廃止とも相俟って、「救癩の歴史」から「隔離政策によって蹂躪された人権の歴史」へと一変した。本論文は、法制度に基づく処遇決定の仕組みとその地域的な差異を問い直し、その差異を生んだ諸条件を分析することによって、ハンセン病問題を地域の問題として位置付けること、多様な選択肢としての「療養形態」に着目して隔離の内実を問うことを通して、国家の行った「絶対隔離」政策を検証するのではない、近代日本のハンセン病問題を捉え直す新たな枠組みを提示することを課題とする。本論文は序章・終章および4章で構成されており、その分量は400字換算で約370枚である。

「第一章 ハンセン病関連法制の再検討」では、まず1907年法律第11号「癩予防ニ関スル件」を検討し、同法での療養所送致の対象は「無資力患者」に限定されており、内務省は療養所への収容対象者の拡大につながる自宅療養者への監視には慎重であったこと、府県の中には同法の制定意図を逸脱して全ハンセン病者を把握・監視する体制への萌芽が見られることを明らかにした。次いで1931年法律第58号「癩予防法」を取り上げ、救護法としての性格の強い1907年法から社会防衛論に立つ病毒伝播防止法へと転換した結果、全病者隔離を可能とする危険性を有していたこと、しかし同法では地方長官が病者の処遇を決定する仕組みとなっており、療養所への送致が必要と認められない場合、自宅療養者として社会生活を継続することになること、そのために自宅療養者とその被扶養家族の生活補助へと救護の対象を拡大したという見方も可能であることを指摘した。つまり、1931年法により全病者の「絶対隔離」が確立したとする通説は成り立たないと批判した。

「第二章 ハンセン病者「隔離」と「療養」ーハンセン病自由療養地構想と湯之沢部落ー」では、群馬県吾妻郡草津町の湯之沢部落に存在したハンセン病者の自由療養地的なるものの実態について、成立の経緯、階層構造、私立療養所聖バルナバミッションとの関係などから、克明に明らかにした。また、1920年、内務省保健衛生調査会が「根本的癩予防策要項」を決議し自由療養地構想が浮上すると、地元で自由療養地の誘致運動が起こるが、その運動は温泉地としての発展を阻害するハンセン病者の排除を、ハンセン病は感染症であるという近代医学の知見を利用して正当化しようとするもので、結局一般住民の居住地域に近接していた湯之沢部落は移転を余儀なくされ、国策に基づき楽園「自由療養地区」が開設されること、そこでは、湯之沢部落にはあった病者の匿名性保持や経済活動・移動の自由といった生活条件は失われたことを指摘し、長年の共存から感染力の弱さを知っていたにもかかわらず、草津町という地域での経験はハンセン病政策に生かされなかったことを論証した。

「第三章 近代日本におけるハンセン病患者救療事業—聖バルナバミッションを素材に—」では、湯之沢部落にあったハンセン病私立療養所、聖バルナバミッションの経営と運営理念の検討を初めて本格的に行い、私立療養所は国公立療養所の収容能力の不備を補完していたこと、1916年の創立以来聖バルナバミッションは米国聖公会管轄の事業として構想され組織的な支援を受けていたが、経営者コンウォール・リーが1929年に渡米・帰英することでようやく財政的な安定を得たこと、1931年国立療養所栗生楽泉園が開園すると園内移転が計画されたが、布教活動の禁止が最大の障害となって実現しなかったこと、聖バルナバミッションでの病者療養は、女性を中心とする困窮者の自律を支える救療を目的とした点で社会防衛論に立つ官公立療養所の隔離とは異なる方向性を有し、湯之沢部落での療養をより多くの病者に開く役割を果たしたことなど、数多くの新知見を提示した。

最後に「第四章 戦前・戦時期大阪におけるハンセン病患者の処遇—大阪皮膚病研究所と大阪のハンセン病問題—」では、1903年の皮膚科教室開設以来ハンセン病治療実績のある大阪皮膚病研究所を分析の対象とし、皮膚研の外来診療は「絶対隔離」政策へのアンチテーゼではなく、大阪のハンセン病をめぐる状況への危機感から療養所の収容能力不足を補う目的で行われていたこと、皮膚研ではハンセン病を不治の病と決め付けず、「早期治療により治癒が可能」とする見解がコンセンサスを得ていたこと、大阪府下では、病者の処遇を決定する法律上の入所基準「病毒伝播ノ虞」の有無は、実質的に皮膚研の診断によって決定していたことを論証した。その上で、皮膚研での外来診療は、1931年法を忠実に適用したものであり、自宅療養者の社会生活継続の生命線として機能したと結論付けた。

論文審査の結果の要旨

本論文は、法制度や国家によるハンセン病政策と、地域におけるハンセン病患者のあり様を規定した諸条件の相互作用として、ハンセン病患者が現実に置かれた状況や処遇を再検討し、戦前・戦時期にはハンセン病患者への「絶対隔離」政策は成立していないと主張、通説を厳しく批判した。また、自由療養地的なるものとして注目されてきた群馬県草津町の湯之沢部落と、同部落の中であってそこでの療養をより多くの病者に開く上で極めて大きな役割を果たした聖バルナバミッションについて、丹念な史料収集をもとに初めてその実態に迫ったことは高く評価できる。さらに、国公立療養所側から厳しい批判を浴びながらも、治癒の可能性を追求することで自宅療養者の社会生活継続の生命線として機能した皮膚研とハンセン病との関わりを実証したことは、大阪大学の大学史に新たな光をあてた点でも重要である。各府県まで下りてハンセン病政策の多様な実態を提示し、湯之沢部落や私立療養所の一つである聖バルナバミッションでの療養、あるいは皮膚研によって支えられていた大阪での自宅療養者といった、療養の多様な形態を克明に明らかにしたことは、「絶対隔離」政策の検証という研究方法ではすくい切れないハンセン病患者の全体像を描き出すには不可欠の作業である。確かに、各府県での政策を追跡する点での弱さや、「地域」概念のあいまいさは争えないが、本論文はハンセン病をめぐる研究状況を大きくかえる可能性を感じさせる好編といってよいだろう。以上を総合して、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものであると認定する。